

# 乗務員募集のお知らせ

全国的にバスの運転手不足が問題となっています。本町においても例外ではなく、このままでは地域の公共交通が維持できない状況になる可能性があります。

皆さまの力が、地域の力になります。ご応募お待ちしております。

## 有限責任事業組合 山都交通

### 応募条件等

|  |
|--|
| <b>【年齢】</b><br>・制限なし<br><b>【必要な資格等】</b><br>・大型自動車第二種免許（歓迎）<br>・大型自動車免許（必須）<br>※いずれかの免許で可 |
|--|

### 勤務条件等

|  |
|--|
| <b>【就業時間】</b><br>・6：00～19：30（うち7時間）<br><b>【給与等】</b><br>・日給5,200円～8,000円<br>・その他各種手当あり ・社会保険完備<br>・日曜祝日は休日、有給休暇あり |
|--|

問合 有限責任事業組合 山都交通 ☎ 72-3880

## 熊本バス株式会社

### 応募条件等

|   |
|---|
| <b>【年齢】</b><br>・制限なし<br><b>【必要な資格等】</b><br>・大型自動車第二種免許<br>※大型二種免許をお持ちでない方は、養成制度を利用し、収入を得ながら免許を取得いただけます。免許取得に係る費用は、熊本バスが貸与します。（入社後3年経過時に返済を免除） |
|---|

### 勤務条件等

|  |
|--|
| <b>【就業時間】</b><br>・5：30～24：24（うち7時間）<br><b>【給与等】</b><br>・総支給額 188,000円～320,000円<br>・社会保険完備<br>・有給休暇あり<br>※会社見学も行っています。<br>まずは、お問い合わせください。 |
|--|

問合 熊本バス(株) 総務課 ☎ 096-370-8181 Mail soumu@kuma-bus.co.jp

# 事業者にも「合理的配慮の提供」が義務化されました



令和6年4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者※による障がいのある人への「合理的配慮の提供」が義務化されました。※個人事業主やボランティア活動をする団体なども含みます。

障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会を目指して、「不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」を掲げています。

## 合理的配慮の提供とは？

行政機関などや事業者が事務・事業を行う際に、障がいのある人から社会の中のバリアを取り除くために何らかの対応を求められた時、負担が重すぎない範囲で対応を行うこととしています。

## 社会的バリアを取り除くための申出



### 建設的対話

申出への対応が難しい場合でも、障がいのある人と事業者などが話し合っ、目的に応じて代わりの手段を見つけていくことができます。

【対応の例】筆談、読み上げ、代筆、介助、席の配慮 など



### 合理的配慮の提供

県の出前講座もご活用ください

「障害者差別解消法」の概要や、どんなことが差別にあたるのか、などわかりやすくご説明します。

電話：096-333-2236 または 096-333-2244（県障がい者支援課内）

※熊本県HPもご確認ください。「熊本県 障害者差別解消法」で検索または右の2次元コードをご利用ください。



問合 福祉課 ☎ 72-1229